

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業) 【新設】	*令和6年4月中の適用はありませんが、 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から以下の基準を満たせるように整備してください。 (虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
認知症専門ケア加算 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業) 【要件変更】	<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) <input type="checkbox"/> 認知症介護実践リーダー研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)
看取り連携体制加算 (訪問入浴介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。